

# 大竹市土地開発公社所有地売却 一般競争入札募集要領

公 告 日：令和8年6月 1日（月）

申込受付期間：令和8年7月21日（火）から

令和8年7月29日（水）まで

入 札 日：令和8年8月28日（金）

売却物件

番号	所在地	種別	公簿地積 (現況地積)	最低売却価格
1	大竹市東栄一丁目1458番2	土地	589 m <sup>2</sup> (589.36 m <sup>2</sup> )	20,160,000 円

## 【注意事項】

現況のまま物件の引渡しを行いますので、入札の参加希望者は、申込みの前に必ず申込者自身で、現地の目視確認及び物件の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

大竹市土地開発公社

(大竹市役所建設部監理課内)

電話：0827-59-2161

## 申込みから売買契約（所有権移転）までの流れについて

### ①申込み

受付期間 令和8年7月21日（火）から令和8年7月29日（水）  
まで（閉庁日を除く。）

受付時間 午前9時から午後5時まで

受付場所 大竹市土地開発公社  
（大竹市役所 建設部 監理課内（市役所4階））

※申込み書類を持参される日時を事前にご連絡ください。

### ②入札

場 所 大竹市役所4階第2会議室

日 時 令和8年8月28日（金）午後2時

※入札開始前に入札保証金（金融機関の自己宛小切手）を納付していただきます。

※入札保証金の納付・受付は、同日の午後1時15分から午後1時45分の間に行います。

※金額は入札額の100分の5以上の額が必要です。

### ③契約説明

入札終了後、入札会場において、引き続き落札者に契約内容や今後の手続きについて説明いたします。

### ④契約の締結

大竹市土地開発公社において契約書を作成し送付しますので、令和8年9月11日（金）までに契約を締結のうえ、一通を大竹市土地開発公社へお返しくください。

### ⑤契約保証金の支払い

上記の契約締結日までに、落札金額の100分の10以上の金額を、大竹市土地開発公社が指定する口座へお支払いいただきます。なお、契約保証金の支払い完了後、入札保証金を還付します。

### ⑥売買代金の支払い

契約締結後、売買代金と契約保証金との差額を、大竹市土地開発公社が指定する口座へお支払いいただきます。納期限は契約締結日から90日以内（閉庁日を含む）とします。

#### ⑦所有権の移転

売買代金の完納日をもって所有権を移転します。所有権の移転登記は大竹市土地開発公社が行いますが、登録免許税等、登記に必要な費用は落札者の負担となります。

## 大竹市土地開発公社所有地売却一般競争入札募集要領

### 1. 入札申込みの受付

#### (1) 募集要領等の配付

- ア 配付期間 令和8年6月1日（月）から令和8年7月29日（水）まで（閉庁日を除く。）
- イ 配付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 配付場所 大竹市土地開発公社（大竹市役所建設部監理課内（市役所4階））
- エ 配付方法 市ホームページからダウンロードして入手できます。

#### (2) 申込書類の提出等

申込書類の提出は、下記の事項に従って、事前に来庁日時を大竹市土地開発公社に電話予約した上で、必ず持参により提出してください。（電話予約がない場合は、対応しかねる場合があります。）

また、郵便、信書便、ファックス、電子メールでの提出は受け付けません。

- ア 受付期間 令和8年7月21日（火）から令和8年7月29日（水）まで（閉庁日を除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出先 大竹市土地開発公社（大竹市役所建設部監理課内（市役所4階））
- エ 提出書類

以下の①～④のうち該当する書類を提出してください。

① 大竹市土地開発公社所有地売却一般競争入札参加申請書（別記様式2）

② 印鑑登録証明書

③ <入札参加申込者（以下「申込者」という。）が個人の場合>

住民票の写し（当該個人分のみで可。）、居住地における市町村税の滞納のないことの証明書

④ <申込者が法人の場合>

商業・法人登記簿謄本、法人税・消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書並びに所在地における市町村税の滞納がないことの証明書

なお、上記②・③・④については、提出日の3か月前の日以後に発行されたものを提出すること。（コピー不可）

#### オ 申込みにあたっての留意事項

① 入札参加申請書等の作成等に要する費用は、申込者の負担とします。

- ② 提出された入札参加申請書等は、返却しません。
- ③ 提出された入札参加申請書等は、申込者に無断で他の用途に使用しません。
- ④ 提出期限以後における入札参加申請書等の差替え及び再提出は、認めません。
- ⑤ 同一の申込者（1世帯（1社）基準）が複数の申請をすることはできません。
- ⑥ 申請書類の不備を含め、期限までに必要な書類が整わない場合には、受け付けできませんので余裕をもって提出してください。
- ⑦ 申請書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、使用する通貨は日本円とします。
- ⑧ 公文書公開等の必要性から、個人情報以外の申請書類や申請内容を公表する場合があります。

### （3）物件の確認について

- ア 申込の前に、必ず申込者ご本人が、現地現況の確認並びに物件取得後の利用計画に関する諸規制等の調査を行ってください。
- イ 物件の概要等については、別紙の物件概要をご確認ください。  
（物件概要と現況に差異がある場合は、全て現況が優先します。）

## 2. 質問の受付

本件への質問がある場合は、市ホームページに掲載している「質問書（別記様式1）」をダウンロードし、質問の要旨を簡潔にまとめ、大竹市土地開発公社（大竹市役所建設部監理課内）に電子メール（E-mail : kan-yochi@city.otake.hiroshima.jp）により提出してください。提出方法は、電子メールに限ります。なお、件名は「大竹市土地開発公社所有地売却の質問書」としてください。

- ア 質問期間 令和8年6月1日（月）の午前9時から令和8年6月29日（月）の午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 回答期限 令和8年7月6日（月）
- ウ 掲示期間 回答書作成時から令和8年8月27日（木）まで  
回答書の作成は、質問書提出のあった翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に行うものとします。  
なお、回答については、大竹市ホームページ上にて行います。個別の電話連絡等はいたしません。

### 3. 入札参加資格

入札参加申込みに当たっては、次の（１）から（７）まですべてを満たすことを要件とします。なお、入札参加申込者（以下「申込者」という。）の資格要件は、関係部署などへ照会し確認する場合があります。

- （１） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者
- （２） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- （３） 大竹市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年大竹市告示第２００号）別表に掲げる措置要件に該当しない者
- （４） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者
- （５） 他の入札参加希望者と次に掲げる関係にない者
  - ア 親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）
  - イ 親会社を同じくする子会社
  - ウ 役員又は管財人（会社更生法第６７条の管財人及び民事再生法第６４条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
- （６） 他の申込者の共有名義者として重複していない者
- （７） 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者並びに居住地（所在地）における市町村税の滞納がない者

なお、入札には、個人・法人を問わず参加いただけます。また、２者以上の共有名義で参加することもできます。２者以上の共有名義による申込みの場合、本件土地の所有者となる共有名義者から代表となる共有名義者（以下「代表共有名義者」という。）を１者に定め、代表共有名義者が大竹市土地開発公社と事務対応を行うものとします。なお、共有名義による申込みの場合は、上記（１）～（７）について全ての共有名義者が要件を備えていることが必要です。

### 4. 入札参加資格の確認

- （１） 大竹市土地開発公社は、申込者に対し、当公社へ提出された入札参加申請書等について、入札参加資格の有無について審査を行います。
- （２） 入札参加資格の審査は、令和８年８月１０日（月）までに行うものとし、その結果は、

令和8年8月14日（金）までに申込者へ通知します。

- (3) 入札参加資格がないと認められた方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明するよう大竹市土地開発公社へ申し出ることができます。申出期間等については次のとおりです。

ア 申出期間

入札参加資格がないことの通知があった日から令和8年8月20日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 申出先

大竹市土地開発公社（大竹市役所建設部監理課内）

ウ 申出に対する回答

令和8年8月24日（月）までに文書により回答します。

## 5. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年8月28日（金）午後2時

※入札保証金納付受付は、同日午後1時15分から午後1時45分まで

(2) 場所

大竹市小方一丁目11番1号 大竹市役所4階 第2会議室

入札保証金納付場所は、大竹市役所4階 第1会議室です。

(3) 注意事項

ア 入札保証金の納付・受付は、同日午後1時15分から午後1時45分までに行いますので、必ずこの時間内に納付を済ませてください。入札保証金の納付が完了次第、入札室へご案内します。

イ 入札は、開始時間を厳守して行います。一度会場に入場されますと、入札終了までは退場することができません。また、携帯電話等電子機器の利用もできませんので、注意してください。

ウ 入札には申込者又は代理人の出席が必須ですが、代理人が入札をする場合は、委任状（別記様式3）を受付時に提出してください。

エ 入札会場への入室は各申込者1名のみとします。共有名義により申し込まれる方については代表共有名義者1名が入室してください。

また、代表共有名義者は、他の共有名義者からの委任状を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。

オ 入札開始時刻になりますと、入札会場の出入口を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、注意してください。

カ 入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。なお、説明については、申込者の同伴者及び共有名義者も出席が可能です。

キ 入札までに、次の準備をお願いします。

① 入札保証金

入札予定額の100分の5以上の額の金融機関が発行する自己宛小切手

② 収入印紙 (200円)

入札保証金の還付に必要です。

③ 印鑑

入札参加申請書で使用した印(代理人の場合は委任状に押印した代理人印)

④ 筆記用具

黒のボールペン又は万年筆 (消えるものは不可)

⑤ 委任状 (別記様式3)

代理人又は共有名義による入札の場合に必要です。

⑥ 共有持分による入札に関する申立書 (別記様式4)

共有名義による入札で、入札保証金等の金銭の授受を代表共有名義者に委任する場合に必要です。

⑦ 身分証明書 (ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの。例：運転免許証やマイナンバーカード等)

## 6. 入札保証金

### (1) 入札保証金の納付

入札者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札前に納付していただきます。

(例：入札金額が15,000,000円の場合、750,000円以上となります)

ア 入札保証金は、現金ではなく、上記金額を記載した金融機関が発行する自己宛小切手を入札当日に持参してください。

イ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときには、入札保証金は大竹市土地開発公社に帰属し、お返ししません。

ウ 入札保証金は、その預かり期間中の利息を付けません。

エ 共有名義により申し込まれた方は、共有名義者ごとにそれぞれ共有持分に応じた額の入札保証金を納付してください。ただし、別紙委任状 (別記様式3) 及び共有持分による入札に関する申立書 (別記様式4) を提出することにより、入札保証金の納付等を持分共有者一者に集約することができます。

## (2) 金融機関の自己宛小切手について

金融機関の店舗が振出人となり、自店舗を支払人として振り出すものであり、金融機関の店舗が振出人兼支払人となっている小切手（いわゆる預金小切手）です。作成に係る手数料等については、申込者の負担となります。

なお、紛失、盗難等の用心のため、線引きとしても結構です。

### 【自己宛小切手見本】

小 切 手	
支払地	〇〇市〇〇町〇〇
支払人	〇〇銀行〇〇支店
金額    ¥	
上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払いください。	
振出地	〇〇市
振出日	令和    年    月    日
振出人	〇〇市〇〇町〇〇
	〇〇銀行〇〇支店 支店長    〇〇〇〇    印

※①振出人、支払人ともに同一金融機関であること。

②振出日から起算して7日以内のものに限る。

③受取人については、持参人払いとする。

## (3) 入札保証金の還付等

入札保証金は、次のとおり還付等を行います。

### ア 落札者

落札者の入札保証金は、その金額を契約保証金には充当しません。

契約保証金の支払い完了後、入札保証金を納付したときに発行する受領書と引換えに小切手を還付します。

### イ その他の者

入札終了後、入札保証金を納付したときに発行する受領書と引換えに小切手を還付します。

※入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は大竹市土地開発公社に帰属します。

## 7. 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書など関係書類は、入札当日、会場において配付します。（事前配付はしません。）入札手順については当日説明しますので、指示に従って入札してください。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、印鑑（印鑑登録証明書と同じ印影）を押印していただきます。代理人が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印鑑（委任状と同じ「代理人使用印」に限る。）を押印していただきます。
- (3) 入札書への金額の記入は、アラビア数字（0、1、2、3・・・）を使用し、金額の頭書には「¥」印を付してください。
- (4) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
  - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - イ 入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
  - ウ 入札に関する条件に違反したとき。
  - エ 入札者が2以上の入札をしたとき。
  - オ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
  - カ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
  - キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
  - ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

## 8. 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の立会いの下で行います。
- (2) 落札者は、大竹市土地開発公社が定める最低売却価格以上で、かつ最高の価格で入札した方とします。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、この場合は、同価格で入札した方は全てくじを引かなければならず、辞退することはできません。この場合において、くじを引かない方がいる場合は、当該入札に関係のない職員が代わりにくじを引き、落札者を決定いたします。
- (3) くじ引きの手順については、入札前に記入する入札者人名簿への記入順に一度目のくじ引きを行い、次に一度目のくじの小さい番号順に二度目のくじ引きを行います。二度目のくじ引きで一番小さい番号のくじを引いた方を落札者とします。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

## 9. 入札結果

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札結果（落札者の氏名（法人名称）、落札金額）については、公表します。

## 10. 契約の締結等

(1) 落札者は、令和8年9月11日（金）までに契約を締結しなければなりません。（落札日当日に契約の締結はしません。）

期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、入札保証金は大竹市土地開発公社に帰属します。

(2) 売買契約の締結までに、契約保証金（落札金額の100分の10以上に相当する金額）を大竹市土地開発公社が指定する口座へ納付してください。

(3) 売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。なお、共有名義での連名により入札に参加した者が落札者となった場合は、それぞれの共有持分に応じ持分共有者全員の連名により売買契約を締結することとなります。

(4) 売買契約書の1部（大竹市土地開発公社保管用）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。収入印紙の額は、売買する代金の額に応じて異なります。

## 11. 利用の条件及び用途の制限等

対象物件については、土地売買契約書において次の制限等を設けますので注意してください。

### (1) 用途の制限

土地の活用には、次の用途は除外します。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途での使用

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の用途での使用

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の用途での使用

### (2) 実地調査

大竹市土地開発公社は本契約締結日から起算して5年間、契約の履行状況を確認するた

め、随時に実地調査を行うことができるものとします。また、落札者は、正当な理由なくして実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはなりません。

### (3) 用途制限等の承継

落札者は、本契約後に所有権の移転を行う場合、その後の譲受人に上記(1)に定める用途制限等を承継させなければなりません。

### (4) 違約金

落札者は、契約不履行等により契約解除に至った場合において、落札金額の100分の10を違約金として支払わなければなりません。

## 1 2. 売買代金の支払方法

売買代金は大竹市土地開発公社が指定する口座へ、契約締結後90日以内に納付していただきます。金額につきましては、契約保証金を売買代金の一部として充当しますので、売買代金と契約保証金との差額となります。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合は、契約保証金は大竹市土地開発公社に帰属します。

## 1 3. 所有権移転及び費用負担

- (1) 売買代金が全額納付されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件は現況のまま引き渡すものとします。
- (2) 所有権移転登記は、売買代金の完納(所有権移転)後、大竹市土地開発公社が囑託により行います。
- (3) 売買契約書(大竹市土地開発公社保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。
- (4) 持分共有者全員の連名により売買契約を締結した場合は、それぞれの共有持分に応じて所有権の移転登記を行います。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 1 4. その他の注意事項

- (1) 不正な申込みについては、無効としますので、注意してください。
- (2) 現況のまま物件の引渡しを行いますので、必ず現地を確認しておいてください。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元

が悪い所もありますので、怪我などに十分注意してください。

- (4) 建物の建築や土地の利用に当たっては、建築基準法及び県、大竹市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関に確認してください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、大竹市土地開発公社及び落札者双方の責めに帰することができない事由により、契約が履行できなくなった場合、大竹市土地開発公社及び落札者は反対給付を拒むことができます。
- (6) 大竹市土地開発公社が落札者に土地を引き渡した以後に、その土地が大竹市土地開発公社及び落札者双方の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合、落札者は、その滅失又はき損を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
- (7) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、大竹市土地開発公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。